

## 第10章 運営・体制の整備の方向性と方法

### 1 方向性

松本市は史跡松本城および国宝松本城天守の管理団体として、史跡・国宝の適切な保存活用を図る責務を負っていることを踏まえ、当面は現行の直営による運営を維持します。各種業務の委託の見直し、指定管理者制度の導入等については、史跡及び国宝の適切な保存・活用を図ることを前提とした上で、直営による場合と比較して利点がある場合のみ、変更を行うこととします。

また、史跡及び国宝の確実な保存、活用、整備を計画的かつ効果的に推進するための体制の検討及びそれに基づく整備を継続して行い、十分な体制の確保を図ります。

### 2 方法

#### (1) 日常的な維持管理、公開に関する運営・体制の整備

日常的な維持管理、公開については現在の直営による運営体制を当面維持します。日常的な公開においては、来場者に対するおもてなしの充実、日常的な管理については小規模なき損の発見や迅速な対応が課題となっています。また、近年の外国人観光客を含めた来場者数の増加や直下型地震等の大規模災害時の危機管理に対応しうる体制の構築も視野に入れ、十分な体制の整備を図る必要があります。

#### (2) 整備事業に関する運営・体制の整備

現在取り組んでいる南・西外堀復元事業については、現在は用地取得が主な業務となっており、城下町整備本部が担当していますが、用地取得が一定程度進捗した段階で、発掘調査に基づいた整備を進める必要があります。また、これに合わせた二の丸の再整備が必要となります。更に、国宝松本城天守については、現在耐震診断事業に取り組んでおり、その結果によっては耐震対策事業の実施が必要となります。

こうした、新たに生じる大規模事業の推進に当たっては、適切な推進の体制の確立が必要です。また、大規模事業と並行して、既に長期的な展望のもとに継続的に取り組んでいる石垣修理事業等についても、計画的に実施できる体制を維持する必要があります。大規模事業については継続的に取り組んでいる事業とは切り離し、時限的に新たに課・室等を置き、両者の確実な推進を図るなど、組織の見直しを含めた十分な検討を踏まえ、適切な人員配置を行う必要があります。

これらについては、(1)に述べた課題を含め、松本市として取り組んでいる行政改革の中に位置付け、事業が適切かつ効果的に実施できるよう、今後検討を進め、適切な人員配置を行うこととします。

#### (3) 財源の確保

史跡松本城の保存、公開、活用、整備については、松本城特別会計での運営を原則としており、その財源は入場料収入、売店売上収入、駐車場収入が主体となり、これに整備事業等に係る国庫補助金の交付を受け、各種事業の運営、整備事業等を実施しています。

史跡松本城及び国宝松本城天守の一体的な保存管理、公開活用、整備を適切に行い、魅力ある松本城を維持することが、来場者数の維持及び財源の確保につながります。また、二の丸御殿の復元等、多額の費用を要するものについては、寄付金の活用についても検討する必要があります。